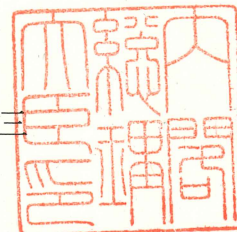




府益担第473号
平成29年5月22日

公益財団法人漁船海難遺児育英会
鈴木 俊一 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成29年5月22日 から 平成34年5月21日 まで